



沖縄県公報

定期発行日

毎週火・金曜日

当 日 が 県 の 休 日 に 当たるときは休刊とする。

目	次

公 告

公安委員会事項

公 告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定により、次のとおり変更の届出があった。

なお、関係書類は、平成27年8月25日から同年12月25日までの間、沖縄県商工労働部国際物流商業課及び 久米島町商工観光課において縦覧に供する。

平成27年8月25日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 ドラッグストアモリ比嘉店 久米島町字比嘉島の前原95番1ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名 株式会社ドラッグストアモリ 福岡 県朝倉市一ツ木1148番地の1 代表取締役 森信
- 3 届出年月日 平成27年7月29日
- 4 変更した事項 当該大規模小売店舗の名称 変更前 ドラッグストアモリ久米島店 変更後 ドラッグストアモリ比嘉店
- 5 変更の年月日 平成27年7月29日
- 6 意見書の提出方法及び提出期限
 - (1) 大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地から配慮すべき事項について意見を有する者は、知事に意見書を提出することができる。
 - (2) 意見書は、縦覧期間満了の日までに、意見の要旨及びその理由並びに住所及び氏名を記載して沖縄県商工労働部国際物流商業課に提出すること。

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第2項の規定により、次のとおり変更の届出があった。

なお、関係書類は、平成27年8月25日から同年12月25日までの間、沖縄県商工労働部国際物流商業課及び 久米島町商工観光課において縦覧に供する。

平成27年8月25日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 ドラッグストアモリ比嘉店 久米島町字比嘉島の前原95番1ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名 株式会社ドラッグストアモリ 福岡 県朝倉市一ツ木1148番地の1 代表取締役 森信
- 3 届出年月日 平成27年7月29日
- 4 変更しようとする事項

- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻 変更前 開店時刻 午前10時、閉店時刻 翌日の午前零時 変更後 24時間
- (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯変更前 午前9時30分から翌日の午前零時30分変更後 24時間
- (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

変更前 出入口の数 入口2か所、出口2か所、出入口の位置 次の図のとおり

変更後 出入口の数 入口3か所、出口3か所、出入口の位置 次の図のとおり

(「次の図」は、省略し、沖縄県商工労働部国際物流商業課及び久米島町商工観光課において縦覧に供する。)

- 5 変更する年月日 平成27年8月1日
- 6 意見書の提出方法及び提出期限
- (1) 大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地から配慮すべき事項について意見を有する者は、知事に意見書を提出することができる。
- (2) 意見書は、縦覧期間満了の日までに、意見の要旨及びその理由並びに住所及び氏名を記載して沖縄県商工労働部国際物流商業課に提出すること。

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

平成27年8月25日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量 運転シミュレータ装置の賃貸借 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地 沖縄県警察本部警務部会計課 那覇市泉崎1丁 目2番2号
- 3 落札者を決定した日 平成27年7月15日
- 4 落札者の名称及び所在地 三菱電機クレジット株式会社九州支店 福岡県福岡市中央区天神二丁目12番 1号
- 5 落札金額 133,682,400円
- 6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日 平成27年5月29日

公安委員会事項

沖縄県公安委員会告示第127号

警備業法(昭和47年法律第117号。以下「法」という。)第22条第2項第1号の規定による警備員指導教育責任者講習(以下「講習」という。)を次のとおり実施する。

平成27年8月25日

沖縄県公安委員会

- 1 実施する講習
 - (1) 法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証又は警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則(昭和58年国家公安委員会規則第2号。以下「講習規則」という。)第7条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書(以下「指導教育責任者資格者証等」という。)の交付を受けていない者に対して行う講習(以下「新規取得講習」という。)
 - (2) 講習規則第6条に規定する講習(以下「追加取得講習」という。)
- 2 講習期間等
- (1) 新規取得講習

区分	講習期間	時間	場所

報	第4374
---	-------

法第2条第1項 第3号に規定す る警備業務		午前9時から午後5時(平成27年10月9日にあっては、午後3時)まで	那覇市西3丁目14番1号 那覇地域職業訓練センター 2階第5教室
	【考査】10月9日(金曜日)	午後3時20分から午後5時まで	

(2) 追加取得講習

	区分	講習期間	時間	場所
-	法第2条第1項 第3号に規定す る警備業務		午前9時から午後5時(平成27年10月9日にあっては、午後3時)まで	那覇市西3丁目14番1号 那覇地域職業訓練センター 2階第5教室
			午後3時20分から午後3時 55分まで	

3 受講定員

- (1) 新規取得講習 20人
- (2) 追加取得講習 20人

4 受講対象者

- (1) 新規取得講習 受講対象者については、法第2条第1項第3号の警備業務(以下「当該警備業務」と いう。)に係る講習の受講を希望する者で、受講申込時において、次のいずれかに該当するものに限
 - ア 最近5年間に当該警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者
 - イ 警備員等の検定等に関する規則(平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」とい う。) 第4条に規定する1級の検定(当該警備業務に係るものに限る。以下「1級検定」という。) に係る法第23条第4項の合格証明書(以下「合格証明書」という。)の交付を受けている者
 - ウ 検定規則第4条に規定する2級の検定(当該警備業務に係るものに限る。以下「2級検定」とい う。) に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継 続して1年以上当該警備業務に従事しているもの
 - エ 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定等に関する規則(昭和61年国家公安委員 会規則第5号。以下「旧検定規則」という。)第1条第2項に規定する1級の検定(当該警備業務に 係るものに限る。以下「旧1級検定」という。)に合格した者
 - オ 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定(当該警備業務に係るものに限る。以下「旧2級検 定」という。) に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務 に従事しているもの
- (2) 追加取得講習 受講申込時において、当該警備業務以外の警備業務の区分に係る指導教育責任者資格 者証等の交付を受けている者であって、次のいずれかに該当するものに限る。
 - ア 最近5年間に当該警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者
 - イ 1級検定に係る合格証明書の交付を受けている者
 - ウ 2級検定に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた 後、継続して1年以上当該警備業務に従事しているもの
 - エ 旧1級検定に合格した者
 - オ 旧2級検定に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務に 従事しているもの
- 5 受講申込みに必要な書類
 - (1) 警備員指導教育責任者講習受講申込書(提出前6月以内に撮影した無帽、無背景、縦4.0センチメー トル、横3.6センチメートルの顔写真を貼付したものに限る。) 1通
 - (2) 受講対象者に該当することを疎明する書面
 - ア 新規取得講習
 - (7) 4(1)アに該当する者 当該警備業務に従事していたことを証明する警備業者等が作成する書面

(以下「警備業務従事証明書」という。) 及び履歴書

- (4) 4(1)イに該当する者 当該警備業務の1級検定に係る合格証明書の写し
- (ウ) 4(1)ウに該当する者 当該警備業務の2級検定に係る合格証明書の写し及び警備業務従事証明書
- (エ) 4(1)エに該当する者 当該警備業務の旧1級検定に係る検定合格証の写し
- (オ) 4(1)オに該当する者 当該警備業務の旧2級検定に係る検定合格証の写し及び警備業務従事証明 書

イ 追加取得講習

- (7) 4(2)アに該当する者 警備業務従事証明書、履歴書及び指導教育責任者資格者証等の写し
- (4) 4(2)イに該当する者 当該警備業務の1級検定に係る合格証明書の写し及び指導教育責任者資格 者証等の写し
- (ウ) 4(2)ウに該当する者 当該警備業務の2級検定に係る合格証明書の写し、警備業務従事証明書及 び指導教育責任者資格者証等の写し
- (エ) 4(2)エに該当する者 当該警備業務の旧1級検定に係る検定合格証の写し及び指導教育責任者資格者証等の写し
- (オ) 4(2)オに該当する者 当該警備業務の旧2級検定に係る検定合格証の写し、警備業務従事証明書 及び指導教育責任者資格者証等の写し

6 受講申込手続等

(1) 受付期間

- ア 新規取得講習 講習の受付期間及び受付時間は、平成27年8月31日(月曜日)から同年9月4日 (金曜日)までのそれぞれの日の午前9時30分から午後6時までとする。ただし、受講定員に達した場合は、受付期間内であっても受付を締め切ることがある。
- イ 追加取得講習 講習の受付期間及び受付時間は、平成27年9月3日(木曜日)から同月9日(水曜日)まで(土曜日及び日曜日を除く。)のそれぞれの日の午前9時30分から午後6時までとする。ただし、受講定員に達した場合は、受付期間内であっても受付を締め切ることがある。

(2) 提出先

- ア 沖縄県内に居住する者 受講申込者の住居地を管轄する警察署の生活安全課(係)又は沖縄県警察 本部生活安全部生活安全企画課
- イ 沖縄県外に居住する者 沖縄県内の警察署の生活安全課(係)又は沖縄県警察本部生活安全部生活 安全企画課
- (3) 受講申込みの際には、5に掲げる受講申込みに必要な書類を持参の上、(2)に掲げる提出先に受講希望者本人が提出すること。郵送による申込み及び本人以外の者が行う申込みは、受け付けない。
- (4) 受講手数料 新規取得講習手数料38,000円又は追加取得講習手数料14,000円は、沖縄県証紙により、 受講申込書提出時に納付すること。なお、既納の手数料は、還付しない。
- 7 講習業務の委託 講習は、一般社団法人沖縄県警備業協会に委託して実施する。

8 その他

- (1) 講習の初日は、午前8時30分から午前8時50分までに受講手続を終えること。
- (2) 受講の当日は、筆記用具を持参すること。
- (3) 受講についての問合せ先 那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県警察本部生活安全部生活安全企画課 電話番号(098)862-0110(内線3032)又は沖縄県内の最寄りの警察署の生活安全課(係)

発 行 所

沖縄県総務部

総務私学課

電話番号 098-866-2074

印 刷 所 株式会社 ちとせ印刷

〒901-2131 浦添市牧港二丁目1番5号